

離職者等再就職訓練事業 企画提案募集要領 新旧対照表

新	旧
(R7-2) 企画提案募集要領	(R7-2) 企画提案募集要領
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 応募の手続き	6 応募の手続き
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) 企画提案書作成上の留意事項	(4) 企画提案書作成上の留意事項
ア (略)	ア (略)
イ (略)	イ (略)

ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ (<u>2</u>) に示す提出書類の他に、発注者が必要と認める場合には、その他書類の提出を求めることがある。 (5) (略) (6) (略) (7) (略) 7 (略) 8 審査の方法・審査基準 (1) (略) (2) (略) (3) 知識等習得コースにおける特例 過去に開講した同分野・同レベルの訓練コース（以下「同種の訓練コース」という。）における就職支援経費就職率が2回連続して35%未満となった場合、それ以後直近の宮城県が行う委託先機関選定に当たって、当該提案者が同種の訓練コースの設定を希望する場合には、当該訓練コースは委託の対象としない。ただし、直近の委託先機関選定までの間において、同種の訓練コースの実施に関して既に委託契約を締結又	ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ (<u>1</u>) に示す提出書類の他に、発注者が必要と認める場合には、その他書類の提出を求めることがある。 (5) (略) (6) (略) (7) (略) 7 (略) 8 審査の方法・審査基準 (1) (略) (2) (略) (3) 知識等習得コースにおける特例 過去に開講した同分野・同レベルの訓練コース（以下「同種の訓練コース」という。）における就職支援経費就職率が2回連続して35%未満となった場合、それ以後直近の宮城県が行う委託先機関選定に当たって、当該提案者が同種の訓練コースの設定を希望する場合には、当該訓練コースは委託の対象としない。ただし、直近の委託先機関選定までの間において、同種の訓練コースの実施に関して既に委託契約を締結又
--	--

は締結を予定している場合には、発注者による改善指導・助言を受けることを前提に当該訓練コースに係る委託契約の締結、訓練実施を認めることとする。この際、以後直近の委託先機関選定までの間に実施した訓練コースの就職支援経費就職率が35%以上となった場合に限り、当該提案者が当該訓練コースの設定を希望する場合、委託の対象とする。

なお、この項における「就職支援経費就職率」の算定に係る就職者については、離職者等再就職訓練仕様書7(2) エに定める対象就職者に準ずる。

<委託先機関の選定に係る就職率（就職支援経費就職率）>

$$\frac{\text{（訓練修了3か月後の就職者数+就職のための中退者）}}{\text{（訓練修了者+就職のための中退者）}} \times 100$$

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

9 (略)

は締結を予定している場合には、発注者による改善指導・助言を受けることを前提に当該訓練コースに係る委託契約の締結、訓練実施を認めることとする。この際、以後直近の委託先機関選定までの間に実施した訓練コースの就職支援経費就職率が35%以上となった場合に限り、当該提案者が当該訓練コースの設定を希望する場合、委託の対象とする。

なお、この項における「就職支援経費就職率」の算定に係る就職者については、離職者等再就職訓練仕様書7(2) ウに定める対象就職者に準ずる。

<委託先機関の選定に係る就職率（就職支援経費就職率）>

$$\frac{\text{（訓練修了3か月後の就職者数+就職のための中退者）}}{\text{（訓練修了者+就職のための中退者）}} \times 100$$

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

9 (略)

1 0 (略)	1 0 (略)
1 1 (略)	1 1 (略)
1 2 (略)	1 2 (略)